



国有林材の安定供給に向けた取組（その2）

資源活用第二課

はじめに

9月号のトピックでは、国有林材の安定供給に向けた取組として、「国有林材供給調整検討委員会」での検討や北海道産の針葉樹や広葉樹の需要の現状と今後期待される需要などを紹介しました。

今回は、第2弾として、「国有林材供給調整検討委員会」の審議結果や様々な方法によって把握した北海道産材をはじめとする木材の需要動向を具体的に丸太として、生産・供給するにあたっての取組を紹介します。

○北海道内は原木が不足

9月号で述べたとおり、北海道の代表的な針葉樹であるトドマツ、カラマツの用途は、※1梱包・パレット用材や、枕木等の産業

用資材や仮設用資材としての利用が多く、次いで建築用※2羽柄材となっています。

最近、道内の各工場からトドマツ、カラマツ原木が不足しているとの声が多く聞かれ、特に昨夏以降はその声も大きくなっています。

素材の供給量は近年、少しずつ増加している一方で原木が不足している原因は、住宅着工や道内、国内の木材需要の高まりのほか、海外の木材需要や為替の影響など様々な要因により、トドマツ、カラマツの主力製品である梱包・パレット、枕木の需要が順調であることが大きな要因となっています。

更に、道内の製材工場では、トドマツ、カラマツの欲しいサイズが入りづらい、いわば「適木不足」となっており、とりわけトドマツ小径木を中心に不足感が強まり、例年に比べ

ると各工場の在庫量が極端に不足している状況にあります。

このため、道内の木材供給の約3割を占める国有林として、素材の安定供給にかかる必要な対策を講ずる必要があります。

○適切な採材に向け全署で意見交換を実施

地域のこうした声を受け、北海道森林管理局では、平成30年度の主な取組の一つとして、地域の木材需要に応じた適切な採材・仕訳により素材の安定供給を実施しております。

その一つとして、北海道森林管理局が発注する素材生産事業の現場において、採材・仕訳を地域や現場による差がなく生産事業に関わる全ての関係者が同じ目線で品等格付けを行い、安定した品質の素材を供給する事を目的として、全24署の生産事業

現場において、請負事業者、森林管理署の担当職員、森林管理局による意見交換会（勉強会）を開催しました。



写真1 空知森林管理署 H30.7.13

北海道森林管理局では、素材の品質区分及び仕訳を行うにあたっては「素材の日本農林規格」の基準により品等格付けされた丸太を、一般材、低質材、原料材の3つの区分に仕訳して販売しております。

生産事業では仕訳（品等

格付）は請負事業者が行い、署の監督・検査職員がその成果の確認をしています。このため請負事業者、署担当職員双方が日本農林規格を熟知することが重



写真2 胆振東部森林管理署 H30.6.25

要です。意見交換会では、最初に日本農林規格の基本的な事項を確認しました。

確認した基本事項を元にして、実際に土場に並べ

られた指標木を題材にいくつかのグループに分かれ、それぞれで品等格付けを行った後、自分たちの格付けを発表し全員で意見交換を行いました。



写真3 十勝東部森林管理署 H30. 7.19

また、実際に採材・仕訳を行っている請負事業者からは、事業の中で悩んだ事例や、事業実施の中で工夫などが紹介されました。

それらの具体的な事例を踏まえた意見交換で示された内容は、経験が少ない者にとっても理解しやすく、スキルアップにつながりました。



写真4 網走南部森林管理署 H30. 7.26

○品等格付けの事例

実際に丸太を元に品等格付けの事例を紹介しましょう。

写真6の丸太では、赤く囲った部分に※3「アテ」の欠点が見られます。木口に占める「アテ」の面積が30%程度であること、位置が材面近くから樹心部方向にわたること、色は濃い部分が多分程度見られることなど総合的に勘案して3等となりますが、製材をイメージした時のアテの入った板材が半分（破線部分）となることが想定され、また、アテの色も濃いことから最終的に4等と判断され、30cm以上の丸太であれば「低質材」と仕訳されます。



写真5 渡島森林管理署 H30. 8.2



写真6 赤線部分が「アテ」の欠点

カラマツの場合、写真7のような「曲がり」は欠点として顕著に現れる場合があります。生産された素材の長さにより「曲がり」の欠点格付が変わり当然これに依りて品等も変化します。



写真7 カラマツの曲がりを確認



写真8 木口の欠点を確認



写真9 欠点の分布状況や品等を議論

今回は、国有林の安定供給に向けた取組のうち、採材・仕訳について紹介しましたが、このほか、北海道森林管理局では、9月号で述べた広葉樹の有効利用の推進や川上から川下の連携推進により、国有林材の安定供給と有効活用に取り組んでいます。

※1 梱包材

物品の梱包する外装を作るための木材

パレット用材

物流に用いる荷物を載せる荷役台を作るための木材

機木(サンギ)

工事等で使用する断面の狭い機木

※2 羽柄材

建築用の四分板・貫・垂木・鴨居などの造作に製材された細い木材

※3 アテ

樹木が傾斜地などで育つ際に圧縮または引張応力を受け、通常の材質とは異なった性質を持つ部分。

木材繊維細胞が正常と異なるので、曲がり、反りなどの狂いが生じやすい